

奈良県告示第五百二十三号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表総務部管財課に勤務する出納員の項の次に次のように加える。

総務部管財課 ファシリテイ マネジメント 室に勤務する 出納員	総務部管財課ファシリテイマネジメン ト室に係る入札保証金及び契約保証金の 出納及び保管を行うこと。	総務部管財課ファ シリテイマネジメ ント室に勤務する 分任出納員
---	---	---

表地域振興部企画管理室に勤務する出納員の項中「地域振興部企画管理室」を「文化・教育・くらし創造部企画管理室」に改め、同表くらし創造部企画管理室に勤務する出納員の項中「くらし創造部企画管理室」を「水循環・森林・景観環境部企画管理室」に、「くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課」を「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」に改め、同表県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課に勤務する出納員の項中「県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課」を「県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課」に、「及び駐車場使用料」を「、駐車場使用料及び水道使用料」に改め、同表会計局に勤務する出納員の項を次のように改める。

会計局に勤務 する出納員	議会に係る公文書及び奈良県情報公開 条例（平成十三年三月奈良県条例第三十 八号）に基づく行政文書の開示に係る写 しの作成及び送付に要する費用等の収納 を行うこと。	議会事務局に勤務 する分任出納員
	ふるさと奈良県応援寄附金の収納を行	総務部知事公室政

<p>うこと。</p>	<p>策推進課及び東京 事務所に勤務する 分任出納員</p>
<p>一 行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例（平成二十八年三月奈良県条例第六十九号）に基づく書面等の写し等の作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。</p> <p>二 奈良県情報公開条例に基づく行政文書（公安委員会及び警察本部長に係るものを除く。）の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。</p> <p>三 奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）に基づく個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。</p> <p>四 県の刊行物の売払代金及び当該刊行物の送付に要する費用の収納を行うこと。</p> <p>五 奈良県情報公開条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる公文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。</p>	<p>総務部法務文書課 に勤務する分任出 納員</p>
<p>奈良県行政不服審査会条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十号）に基づく書面等の写し等の作成及び送付に要する</p>	<p>総務部行政・人材 マネジメント課に 勤務する分任出納</p>

<p>費用の収納を行うこと。</p>	<p>員</p>
<p>過払い給与等返納金の収納を行うこと。</p>	<p>総務部総務厚生センターに勤務する分任出納員</p>
<p>奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例及び奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例を廃止する条例（平成十四年三月奈良県条例第四十四号）による廃止前の奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例（昭和六十二年七月奈良県条例第十号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。</p>	<p>文化・教育・くらし創造部人権施策課に勤務する分任出納員</p>
<p>児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十三条第一項の規定により徴収する現金の収納を行うこと。</p>	<p>文化・教育・くらし創造部こども・女性局奈良つ子はぐくみ課に勤務する分任出納員</p>
<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条第二項の規定により徴収する同法第五十条第六号の二及び第七号に規定する費用の収納を行うこと。</p>	<p>文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課に勤務する分任出納員</p>
<p>奈良県母子、父子及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和四十年四月奈良県規則第三号）に基づく償還金等の収納を行うこと。</p>	<p>文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭</p>

<p>課又は福祉事務所 に勤務する分任出 納員</p>	<p>課又は福祉事務所 に勤務する分任出 納員</p>
<p>一 児童福祉法第五十六条第二項の規定 により徴収する同法第五十条第七号及 び第七号の二に規定する費用の収納を 行うこと。 二 奈良県心身障害者扶養共済制度条例 (昭和四十五年三月奈良県条例第四十 二号)に基づく掛金の収納を行うこと。</p>	<p>福祉医療部障害福 祉課に勤務する分 任出納員</p>
<p>国民健康保険審査会及び後期高齢者医 療審査会に係る行政不服審査法に基づく 書面等の写し等の交付手数料に関する条 例に基づく書面等の写し等の作成及び送 付に要する費用の収納を行うこと。</p> <p>介護保険審査会に係る行政不服審査法 に基づく書面等の写し等の交付手数料に 関する条例に基づく書面等の写し等の作 成及び送付に要する費用の収納を行うこ と。</p>	<p>福祉医療部医療・ 介護保険局介護保 険課に勤務する分 任出納員</p>
<p>奈良県看護師等修学資金貸与条例(昭 和三十七年三月奈良県条例第五十号)に 基づく返還金及び延滞利息の収納を行う こと。</p>	<p>福祉医療部医療政 策局地域医療連携 課医師・看護師確 保対策室に勤務す る分任出納員</p>

<p>奈良県病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十四号）第一条第一号の規定による廃止前の奈良県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十七号）第三条第一項に規定する奈良県立五條病院の未収金の収納を行うこと。</p>	<p>一 母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第二十一条の四第一項に規定する費用の収納を行うこと。 二 児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する同法第五十条第五号に規定する費用の収納を行うこと。</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十一条の規定により徴収する費用の収納を行うこと。</p>	<p>水循環・森林・景観環境部林業振興課に係る入札保証金の出納及び保管を行うこと。</p>	<p>水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課が所管する県立公園に係る使用料の収納を行うこと。</p>
<p>福祉医療部医療政策局病院マネジメント課に勤務する分任出納員</p>	<p>福祉医療部医療政策局健康推進課に勤務する分任出納員</p>	<p>福祉医療部医療政策局疾病対策課に勤務する分任出納員</p>	<p>水循環・森林・景観環境部林業振興課に勤務する分任出納員</p>	<p>水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課に勤務する分任出納員</p>

<p>一 奈良県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）に基づく償還金等の収納を行うこと。</p> <p>二 奈良県中小企業近代化資金貸付規則を廃止する規則（平成十二年三月奈良県規則第六十二号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業近代化資金に係る償還金等の収納を行うこと。</p> <p>三 奈良県小売商業高度化資金貸付規則を廃止する規則（平成二十三年三月奈良県規則第二十九号）による廃止前の奈良県小売商業高度化資金貸付規則（昭和三十九年七月奈良県規則第二十二号）に基づく償還金等の収納を行うこと。</p>	<p>産業・観光・雇 振興部地域産業課 に勤務する分任出 納員</p>
<p>一 奈良県労働会館条例（昭和二十七年十月奈良県条例第五十一号）に基づく奈良労働会館に係る使用料の収納を行うこと。</p> <p>二 奈良労働会館に係る諸収入の収納を行うこと。</p>	<p>奈良労働会館に勤 務する分任出納員</p>
<p>土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二百二条の二第二項の規定による代執行に関し行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第二条の規定によ</p>	<p>県土マネジメント 部用地対策課に勤 務する分任出納員</p>

<p>り徴収する費用の収納を行うこと。</p>	<p>奈良県立都市公園緑化基金に係る寄附金の収納を行うこと。</p>	<p>奈良登大路地下自動車駐車場の駐車料金の収納を行うこと。</p>	<p>奈良県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年二月奈良県告示第五百二十号）第一条に規定する概要書に係る奈良県情報公開条例に基づく行政文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。</p>	<p>総務部管財課、総務部管財課ファシリテイマネジメント室、水循環・森林・景観環境部林業振興課、県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課及び教育委員会事務局企画管理室以外の課に係る入札保証金及び契約保証金の出納及び保管を行うこと。</p>	<p>一 教育委員会事務局企画管理室に係る入札保証金の出納及び保管を行うこと。</p>
	<p>県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課及び中和公園事務所に勤務する分任出納員</p>	<p>奈良公園事務所に勤務する分任出納員</p>	<p>県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課に勤務する分任出納員</p>	<p>会計局に勤務する分任出納員</p>	<p>教育委員会事務局企画管理室に勤務</p>

<p>二 教育委員会に係る行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例に基づく書面等の写し等の作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。</p>	<p>する分任出納員</p>
<p>一 奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。</p> <p>二 奈良県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十四号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。</p> <p>三 奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例及び奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例を廃止する条例による廃止前の奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例（昭和五十七年十二月奈良県条例第七号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。</p>	<p>警察本部警務部監察課に勤務する分任出納員</p>
<p>公安委員会に係る行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例に基づく書面等の写し等の作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。</p>	<p>警察本部警務部監察課に勤務する分任出納員</p>
<p>一 公安委員会及び警察本部長に係る奈良県情報公開条例に基づく行政文書の開示に係る写しの作成及び送付に要す</p>	<p>警察本部警務部県民サービス課に勤務する分任出納員</p>

る費用等の収納を行うこと。
二 奈良県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。

表筒井寮及び登美学園に勤務する出納員の項中「筒井寮及び登美学園」を「藤の木学園」に改め、同表檀原考古学研究所に勤務する出納員の項中「考古博物館に係る入場料」を「檀原考古学研究所附属博物館に係る入場料」に、「及び考古博物館に係る出版物売払代金」を「に係る図書その他の資料の写しの作成に要する費用」に改める。